

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

条 例

- 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課） 1
- 北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
……（議会事務局総務課） 1

条 例

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第73号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 12 知事の給料月額、平成20年 4 月 1 日から同月30日までの間に限り、第 3 条第 1 項及び附則第10項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から同条第 1 項に定める額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

- 10 議長、副議長及び議員（第 2 条第 1 項の規定により平成23年 4 月30日分の報酬として日割をもって計算した額を支給する者を除く。）の報酬の月額、平成20年 4 月分から平成23年 4 月分までに限り、第 1 条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同条に定める額とする。
- 11 平成23年 4 月 1 日において議長、副議長及び議員の職にある者が同月30日に再びそのいずれかの職に就いた場合は、同月 1 日において就いていた職に応じて、第 1 条に定める額に30分の 1 を乗じて得た額から前項本文に定める額に30分の 1 を乗じて得た額を減じた額を報酬として支給する。
- 12 平成20年 4 月 1 日から同年 7 月31日までの間において議長、副議長及び議員が、議会、委員会、審査会又は会議規則に定める会議の招集に応じ、会議に参加したときの第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、別表第 2 中「16,000円」とあるのは「14,000円」と、「15,000円」とあるのは「13,000円」とする。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

